

関係機関各位

司法と福祉がつながる



その支援、本当に正しい？

～支援者による権利侵害～

真正面からきかれると、ドキッとします。大阪弁護士会のご協力を得て、相談支援事業所を中心に相談会を実施して6年目となりました。福祉に携わる支援者として、これってどこまで支援すればいいの？と迷うことも弁護士さんと連携をとることで、前進したケースも多数あります。その反面、支援者として動きすぎてしまうことのリスクに対する気づきも多くありました。

今回の研修では、地域の支援者の方々と架空事例を通して、支援者の権利侵害の危うさを、一緒に考えてみたいと思います。



講師

弁護士 森本 哲平(森本哲平法律事務所)

前半はグループワークを中心に、
後半は講義を中心に実施いたします。



日時: 令和元年11月27日(水) 15:00～17:00

場所: 東大阪市立障害児者支援センター レピラ

5階 大会議室 (東大阪市菱江5-2-34)

申込: 裏面ご参照ください。締切: 11月22日(金)

お問い合わせ: 基幹相談支援センター TEL 072-975-5708

主催: 基幹相談支援センター 共催: 委託相談支援センター

この研修は大阪弁護士会・障害者相談支援事業所法律支援事業を利用しています

裏面へ

申込方法: 下記のメールアドレス、またはFAXでお申込みください。

kikansoudan@hsj.or.jp (基幹相談支援センター)

件名: 「1127研修申込」

本文: 所属・参加希望者氏名・ご連絡先

* 同時期に複数の研修受付をしているため、件名は必ずご記入ください。

FAX送信先 : 072-975-5717

令和 元年 月 日

基幹相談支援センター 宛

氏名			
所属 または 事業所			
TEL		FAX	
当日聞いてみたいこと・受講動機等			

* 同所属から複数人のお申込みに関して、会場に入りきれない場合は、参加人数を調整させていただくことがありますので、ご了承ください。

* 受講決定については、こちらからの連絡はいたしませんので、当日そのままお越しください。ご参加いただけない場合のみ、こちらからご連絡させていただきます。